

4月7日(日)は投票日です

青森県議会議員一般選挙

問 選挙管理委員会事務局 内線2843

投票日当日における投票日時等について

- 4月7日(日) 7:00~20:00 (五所川原地区、金木地区)
- *市浦地区の投票時間は7:00~19:00です。
- *投票日当日の投票所は、選挙期日が近くなると配布される投票所入場券でご確認ください。

期日前投票期間における投票日時等について

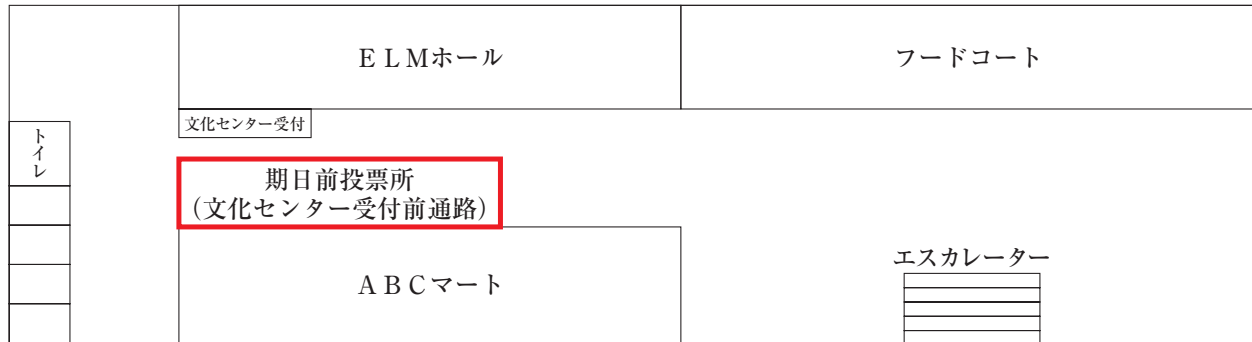
期日前投票とは、投票日に仕事・レジャーなどで投票所へ行けない見込みのある方が、あらかじめ期日前投票所で投票を行う制度です。

期日前投票期間…3月30日(土)~4月6日(土)

期 日 前 投 票 所	投票時間	
第1期日前投票所	五所川原市役所1階土間ホール	8:30~20:00
第2期日前投票所	金木総合支所1階市民ホール	8:30~20:00
第3期日前投票所	市浦総合支所青森あすなろホール市浦	8:30~20:00
第4期日前投票所	ELM2階文化センター受付前通路	10:00~20:00



第4期日前投票所 (ELM2階文化センター受付前通路)



*入場券が届かなかったり、紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録され選挙権を有している方であれば投票することができます。投票の際は、係員にお申し出ください。

- 日 程…3月29日(金) 告示日
 3月30日(土) 期日前投票および不在者投票開始
 4月4日(木) 郵便等投票請求期限
 4月6日(土) 期日前投票および不在者投票終了
 4月7日(日) 投票日・開票日



選挙権を有している方(投票できる方)

平成13年4月8日以前に生まれた方で、平成30年12月28日以前に五所川原市へ転入届をされている方または住民票が作成されている方。

平成30年12月29日以降に青森県内の他の市町村から転入された有権者は、前住所地で投票することとなります。この場合、事前に市民課・町民課等で引き続き県内に住所を有する旨の証明書の発行手続きをし、投票所へ持参するか、投票当日に投票所において口頭で引き続き県内に住所を有している旨を申請していただきます。なお、投票日までに県外へ転出された方は、選挙権がなくなります。

市内転居者…転居(五所川原市内から五所川原市内へ引っ越し)した方は、投票所が次のとおりとなります。

- 3月22日(金) 以前に転居の届出をした方 → 新しい住所における投票所
- 3月23日(土) 以降に転居の届出をした方 → 届出前の住所における投票所

開票開始時間…21:00(参観人の方は30分前から入場できます) 開票場所…市民体育館

▷選挙公報

投票日当日までに立候補者の経歴、政見や政策などを掲載した選挙公報を各世帯へ配布します。(印刷や配送の都合上、お手元に届くのが遅くなる可能性があります)

▷不在者投票

他市町村での投票

投票日当日に仕事や旅行などで五所川原市の投票所へ行けない見込みの方は、あらかじめ他の市町村で不在者投票を行うことができます。滞在先へ投票用紙等を送付する日数がかかりますので早めに市選挙管理委員会へご請求ください(請求は告示日前でも可能)。

病院、施設等での投票

都道府県の指定を受けている病院、老人ホーム等へ入院中、入所中の方は、病院、老人ホーム等で投票することができますので、施設の担当者へお声がけください。

郵便等による投票

市選挙管理委員会が発行した郵便等投票証明書をお持ちの方は、自宅等で投票することができます。また、郵便等投票証明書をお持ちでない方も一定の条件に該当する方は、郵便等による投票をすることができますので、詳しくは市選挙管理委員会へお問い合わせください。

▷投票所入場券の変更について

これまで個人毎に配布していた投票所入場券を世帯毎に配布することとなりました。圧着ハガキの中身を開くと、同一世帯4名までの投票所入場券が入っています(5名以上の世帯にはハガキを複数枚お届けします)ので、自分のところだけを切り離して投票所へお持ちください。まだ投票の済んでいないご家族の方の入場券を誤って持ってきてしまった場合は、返却しますので、本人が持参するようお願いいたします。

なお、入場券を忘れたり、紛失した場合でも投票はできますので、投票所の係員にお伝えください。

期日前投票所へ投票される方は事前に裏面の宣誓書に、住所・氏名・生年月日・期日前投票事由を記入し、投票所へお越しください、お願いします。

入場券が大きく変わります

*同一世帯4名分まで一緒に送付されます。



観光客の受入家庭として協力しませんか

五所川原立佞武多期間中に観光客が民家に宿泊できる「イベント民泊」の実施に伴い、市内の自宅を宿泊施設として提供できる方を募集します。今年は、市内の民泊関連会社である「ピットイン合同会社」と連携して行い、民泊に不安な方でも取り組みやすいように説明会も開催予定です。

観光客と交流したい方、空き部屋を活用したい方はこの機会を活用し、地域活性化にご協力ください。応

募要項や方法など詳細については、今後、広報紙・ホームページ等でお知らせします。

実施期間…8月3日(土)~9日(金)

*8日(木)までの宿泊が対象

問…観光物産課 内線2571

ピットイン合同会社 TEL35-3333

メール pitt@pittinn.com